

令和 3 年 9 月定例会

(2 0 2 1 年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 8 号	令和 2 年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	5	—
報告第 1 9 号	令和 2 年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	1 1	—
報告第 2 0 号	令和 2 年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	1 5	—
報告第 2 1 号	令和 2 年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	1 9	—
報告第 2 2 号	専決処分報告 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 3	5
報告第 2 3 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	2 5	—
報告第 2 4 号	債権の放棄について	1 0 5	—
議案第 7 6 号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 9	7
議案第 7 7 号	吹田市個人情報保護条例及び吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 4 3	1 9
議案第 7 8 号	吹田市資源循環エネルギーセンター 1 号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について	1 4 5	2 1
議案第 7 9 号	令和 3 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）	1 4 7	2 7
議案第 8 0 号	令和 3 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）	1 5 5	3 3

吹田市手数料条例新・旧対照表

は改正箇所

旧			新		
別表					
1 証明等事務手数料					
号	事務	金額	号	事務	金額
(1)	-----略-----	-----	(1)	-----略-----	-----
5					
(9)					
(10)	個人番号カードの再交付	1 件につき 800 円	(10)	火災、風水害等の被害に関する証明	1 件につき 300 円
(11)	火災、風水害等の被害に関する証明	1 件につき 300 円	(11)	消防に関する証明	1 件につき 450 円
(12)	消防に関する証明	1 件につき 450 円	(12)	その他公簿、公文書若しくは図面の写しの交付又は証明	1 件につき 300 円
(13)	その他公簿、公文書若しくは図面の写しの交付又は証明	1 件につき 300 円	(13)	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき 300 円
(14)	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき 300 円	(14)	道路敷、下水道敷その他の市有地と民有地との境界明示	1 件につき 2, 000 円
(15)	道路敷、下水道敷その他の市有地と民有地との境界明示	1 件につき 2, 000 円			
備考		-----略-----	備考		-----略-----
2 }		-----略-----	2 }		-----略-----
5 }		-----略-----	5 }		-----略-----
16 }		-----略-----	16 }		-----略-----

第1条関係

吹田市市税条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
(延滞金の割合の特例) 第7条の2 当分の間、前条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	(延滞金の割合の特例) 第7条の2 当分の間、前条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその<u>年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第16条の3の2 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（法附則第4条の4第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合であつて、当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令に定める取組を行っているときにおける前条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成29年から<u>令和8年</u>までの各年に限る。）中」と、「医療費を」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（法附則第4条の4第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費を

現 行	改 正 案
費をいう。)を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。 (寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。)若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) -----略----- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条各号に掲げる法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に該当するものを除くものとし、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (3) -----略-----	いう。)を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。 (寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。)若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) -----略----- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条各号に掲げる法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び法第314条の7第1項第2号に該当するものを除くものとし、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

現	行	改	正	案
(4) } (5) } 2 } 3 } 第16条の8の4 } { 3 }	-----略----- -----略-----	(3) } { (5) } 2 } 3 } 第16条の8の4 } { 3 }	-----略----- -----略-----	(3) } { (5) } 2 } 3 } 第16条の8の4 } { 3 }
(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第16条の13の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）<u>、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が生じたことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は第16条の13の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれ</u>	(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第16条の13の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）<u>、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が生じたことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は第16条の13の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれ</u>	4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。 (特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第16条の13の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は第16条の13の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び第16条の13の6の規定その他の市民税に関する規定を適用す	-----略----- -----略-----	(3) } { (5) } 2 } 3 } 第16条の8の4 } { 3 } 4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。 (特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第16条の13の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は第16条の13の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び第16条の13の6の規定その他の市民税に関する規定を適用す

現 行	改 正 案
れみなして、この条、前条及び第16条の13の6の規定その他の市民税に関する規定を適用する。 2 -----略----- (給与所得に係る特別徴収税額の変更) 第22条の5 第22条の3第3項の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知する。この場合においては、特別徴収義務者がその通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知する。 (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } -----略----- { 3 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第30項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (2) 法附則第15条第30項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3 (3) 法附則第15条第30項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1	る。 2 -----略----- (給与所得に係る特別徴収税額の変更) 第22条の5 第22条の3第3項の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知する。この場合においては、特別徴収義務者がその通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知する。 (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } -----略----- { 3 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第27項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (2) 法附則第15条第27項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3 (3) 法附則第15条第27項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1

現 行	改 正 案
5 法附則第15条第34項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第38項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第39項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 8 法附則第15条第41項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。 9 法附則第64条に規定する家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。	5 法附則第15条第30項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第34項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第35項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。

(種別割の課税免除)

第36条の11 次に掲げる軽自動車等には、種別割を課さない。

(種別割の課税免除)

第36条の11 次に掲げる軽自動車等には、種別割を課さない。

現 行	改 正 案
(1) 商品である軽自動車等 (2) -----略-----	(1) 商品である軽自動車等であつて、<u>道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第42条第1項の標識の交付を受けていないもの</u> (2) -----略-----
第37条の3 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和2年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和4年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和5年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----	第37条の3 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和4年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和5年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----
2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和2年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和4年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----	2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和4年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----
3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和2年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----	3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和3年度分の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に<u>初回車両番号指定を受けた場合</u>には令和4年度分の種別割に限り、<u>第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) } (5) } -----略-----

現	行	改	正	案
は令和3年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) } { (5) } 4 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、乗用のものであつて、<u>自家用のもの</u>に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。 (1) 3輪の軽自動車 年額1,000円 (2) 4輪以上の軽自動車 年額2,700円	は令和3年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) } { (5) } 4 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、乗用のものであつて、<u>自家用のもの</u>に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。 (1) 3輪の軽自動車 年額1,000円 (2) 4輪以上の軽自動車 年額2,700円	は令和3年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 3輪の軽自動車 年額2,000円 (2) 4輪以上の軽自動車 年額3,500円 5 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 3輪の軽自動車 年額3,000円 (2) 4輪以上の軽自動車 年額5,200円	は令和3年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 3輪の軽自動車 年額3,000円 (2) 4輪以上の軽自動車 年額5,200円	(都市計画税の課税標準の特例) 第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第34項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「法第349条又は第349条の2」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。 2 第23条第7項の規定は、法附則第15条第35項に規定する市民緑地の用に供

現	行	改 正 案
する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。	する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。	

は改正箇所

現	行	改	正	案
(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条の2 -----略----- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 } 5	(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条の2 -----略----- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 } 5	(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条の2 -----略----- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び第16条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。第16条の3を除き、以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 } 5	(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条の2 -----略----- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び第16条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。第16条の3を除き、以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 } 5	(個人の市民税の非課税の範囲) 第14条の2 -----略----- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び第16条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。第16条の3を除き、以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 3 } 5
(固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 7	(固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 7	(固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 7	(固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 7	(固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 7
8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。	8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。	8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。	8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。	8 法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に0を乗じて得た額とする。

吹田市市税条例改正（案） 概要

1 市民税 (1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長 健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている者が、1万2千円を超える特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、通常の医療費控除の適用に代えて、その額を超える額（8万8千円を上限）を総所得金額等から控除することができ個人市民税の医療費控除の特例措置を、令和9年度分まで延長します。	市税条例 第16条の3の2 (改正)
(2) 住宅借入金等特別税額控除 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例措置を適用する入居の期間を令和3年1月1日から令和4年12月31日までとします。	第16条の8の4第4項 (新設)
2 軽自動車税 種別割のグリーン化特例（軽課）の対象を燃費基準等の改正に合わせて見直した上で、2年間延長します。	第37条の3第1項 (改正) 第37条の3第4項 (改正)

3 施行期日 公布の日から施行します。ただし、上記1の（1）は令和4年1月1日から施行します。	第37条の3第5項 (新設)
---	---------------------------

第1条関係

吹田市個人情報保護条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知) 第25条の2 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正をし、当該自己情報が情報提供等記録に記録されている場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知) 第25条の2 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正をし、当該自己情報が情報提供等記録に記録されている場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知) 第25条の2 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正をし、当該自己情報が情報提供等記録に記録されている場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。		

第2条関係

吹田市個人番号の利用等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用、法第19条第10号の規定による特定個人情報提供等に関する必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用、法第19条第10号の規定による特定個人情報提供等に関する必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用、法第19条第11号の規定による特定個人情報提供等に関する必要な事項を定めるものとする。

吹田市資源循環エネルギーセンター1号灰溶融炉整備用耐火物部品購入

購入概要

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 定型耐火物 (耐火レンガ) | 1 式 |
| (2) 不定型耐火物 (耐火モルタル) | 1 式 |
| (3) その他 (取付部材ほか) | 1 式 |

営 業 の 沿 革

大同環境エンジニアリング株式会社

創 業		平成 5年10月 1日 (1993年)
創 業 後 の 沿 革	大同環境エンジニアリング株式会社設立 (資本金50, 000, 000円)	平成 5年10月 1日 (1993年)
	愛知県知事許可取得 特－6第38079号 (機械器具設置工事業)	平成 6年12月 7日 (1994年)
	東京支店開設	平成 8年 1月 1日 (1996年)
	建設大臣許可取得 特－ 8第16657号 (機械器具設置工事業)	平成 8年 6月10日 (1996年)
	国土交通大臣許可取得 特－13第16657号 (機械器具設置工事業)	平成13年 6月10日 (2001年)
	国土交通大臣許可取得 特－18第16657号 (機械器具設置工事業)	平成18年 6月10日 (2006年)
	国土交通大臣許可取得 特－23第16657号 (機械器具設置工事業)	平成23年 6月10日 (2011年)
	国土交通大臣許可取得 特－28第16657号 (機械器具設置工事業)	平成28年 6月10日 (2016年)
	東京支店移転	令和 2年 4月 1日 (2020年)
	国土交通大臣許可取得 特－ 3第16657号 (機械器具設置工事業)	令和 3年 6月10日 (2021年)

納入実績書

大同環境エンジニアリング株式会社

件 名	発 注 者	契約金額(円)	納入年月日
排ガス空冷ダクト部品	さいたま市	3,124,000	令和元年10月 (2019年)
灰溶融炉修繕工事用材料	宇都宮市	8,140,000	令和2年 1月 (2020年)
資源循環エネルギーセンター 灰溶融炉整備用部品(その1)	吹田市	17,743,000	令和2年11月 (2020年)
資源循環エネルギーセンター 灰溶融炉整備用部品(その2)	吹田市	9,977,000	令和3年 1月 (2021年)

貸借対照表及び損益計算書

大同環境エンジニアリング株式会社

貸借対照表

(2021年 3月31日)

損益計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位:円)

[資産の部]	
1 流動資産	1,054,280,073
2 固定資産	48,607,161
資産合計	1,102,887,234
[負債の部]	
1 流動負債	174,660,454
2 固定負債	66,948,000
負債合計	241,608,454
[純資産の部]	
1 資本金	50,000,000
2 資本剰余金	0
3 利益剰余金	811,278,780
純資産合計	861,278,780
負債純資産合計	1,102,887,234

(単位:円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	999,050,450
(2) 売上原価	793,328,808
売上総利益	205,721,642
(3) 販売費及び一般管理費	117,629,102
営業利益	88,092,540
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	3,899,948
(2) 営業外費用	1,737,387
経常利益	90,255,101
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	90,255,101
法人税、住民税及び事業税	31,326,494
当期純利益	58,928,607

(4)

(変更届用)

委 任 状

令和 3 年 7 月 7 日

吹 田 市 長 宛

申請者 所在地 名古屋市南区滝春町9番地
商号又は名称 大同環境エンジニアリング株式会社
代表者役職名・氏名 代表取締役社長 松井 宏

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 東京都台東区台東四丁目26番8号
商号又は名称 大同環境エンジニアリング株式会社
支店等の名称 東京支店
役職名・氏名 支店長 藤井 俊直

記

1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

認定変更日 から 吹田市入札参加資格有効期限 まで

(5)

キャッシュレス決済ポイント還元事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する市内中小規模店舗での消費喚起及び商業者支援を図るとともに、国が推奨する非接触型のキャッシュレス決済の普及促進を目的に、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するものです。

2 事業概要

- (1) 事業内容 対象店舗でキャッシュレス決済した支払い額に応じポイントを付与
- (2) 付与率等 付与率:最大 30%
付与上限:2,000 円相当/回 5,000 円相当/月(1決済事業者あたり)
- (3) 対象店舗 市内のキャッシュレス決済取扱店のうち市が指定する中小規模店舗
- (4) 対象者 対象店舗において、キャッシュレス決済サービスを利用した者
- (5) 実施期間 令和 3 年(2021 年)12 月1日から 12 月 31 日まで

3 事業費

令和 3 年度(2021 年度)一般会計

(款)商工費 (項)商工費 (目)商工振興事業 (大・小事業)商工振興事業

(単位:千円)

節	内容	予算額
報償費	プロポーザル学識経験者謝礼	17
需用費	事務経費	100
委託料	キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料	1,535,086
合計		1,535,203

4 スケジュール(案)

令和3年9月	予算成立後、プロポーザル方式による業者選定
令和3年10月初旬	業者選定～事業開始(広報媒体の作成、対象店舗の抽出、説明会)
令和3年12月	キャッシュレス決済ポイント還元事業実施
令和4年2月末	キャッシュレス決済ポイント還元完了

中小企業等チャレンジ補助金について

1 目的

経済社会の変化に対応するため、事業計画策定や設備投資に積極的に取り組む事業者を支援することにより、地域経済の持続的な発展を図るものです。

2 事業概要

(1)事業内容 次の事業に補助金を交付します。

区分		補助上限額	補助率	補助対象経費
A	事業計画策定	20 万円	2/3	次の計画策定に伴う専門家への謝金 ・事業再構築補助金の申請に係る事業計画 ・中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画 ・中小企業等経営強化法に基づく計画 （先端設備等導入計画、経営革新計画等） ・次のいずれかを目的とした計画 ①新分野展開 ②業種・業態転換 ③業務体制改善・生産性向上 ④働き方改革
	経営革新等のための事業計画策定を支援			
B	設備投資	200 万円	2/3	・機械装置・システム構築費 ・工事費等 ※ 設備の種類によって、最低取得価格と販売開始時期を設定 ※ 従業員の人件費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外 ※ 他の補助事業と併用不可
	①新分野展開 ②業種・業態転換 ③業務体制改善・生産性向上 ④働き方改革 に取り組む事業者の設備投資を支援			

(2)対象者 中小企業等(個人事業主を含む)

(3)要件 次の要件を全て満たす中小企業等(個人事業主を含む)

- ア 市内に主たる事業所を有していること。
- イ 創業後 1 年以上の事業実績があること。
- ウ 市税の滞納(不申告を含む)をしていないこと。

(4)補助対象期間 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(5)申請期間 令和 3 年 9 月から令和 4 年 2 月末まで

3 事業費

令和 3 年度(2021 年度) 一般会計

(款)商工費 (項)商工費 (目)商工振興費 (大・小事業)商工振興事業

(単位:千円)

節	内容	予算額
負担金、補助及び交付金	中小企業等チャレンジ補助金	52,400
合計		52,400

4 スケジュール(案)

令和 3 年 9 月 予算成立後、速やかに受付開始

令和 4 年 2 月末 申請受付終了

市立小・中学校の給食費支援概要

区 分	小学校給食	中学校給食
支援内容	給食費の無償化	1食当たり170円減額
期間及び予定回数	令和3年(2021年)10月分から 令和4年(2022年)3月分まで 105回(6年生103回)	令和3年(2021年)10月分から 令和4年(2022年)3月分まで 105回
現行の1食単価	低学年(1年、2年) 223円 中学年(3年、4年) 226円 高学年(5年、6年) 229円	340円
児童・生徒数 (令和3年7月1日現在)	21,231人	8,937人
備考		想定喫食率 19.2% 令和2年度(2020年度)喫食率 18.2%

市庁舎の網戸設置について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策として行っている庁舎内の換気を促進させるため、市庁舎の一部に網戸の設置を行うものです。

2 対象

網戸（ステンレスネット貼り）

（低層棟）2階	66枚	1階	60枚	
（仮設棟）2階	11枚	1階	13枚	
（中層棟）2階	10枚	1階	10枚	地階 4枚
（高層棟）2階	12枚	1階	11枚	

合計197枚

3 設置による効果

新型コロナウイルス感染症対策のため、1時間に2回以上窓を開けて換気を行うよう勧奨していますが、網戸が設置されていないことから、特に1階から2階の執務室及び市民や職員が利用する地階の喫茶室においては、蚊などの虫が入るために換気がしにくい状況となっています。窓枠の修繕等を行い網戸を設置することにより、定期的な換気の促進及び職場環境の改善を図ることができます。

4 予算額（案）

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費
（事業名）市庁舎管理事業 （節）需要費 （細節）修繕料
（細々節）建物等修繕料
予算額 3,913千円

5 スケジュール（予定）

令和3年（2021年）10月中	設置に係る入札
令和3年（2021年）10月下旬～11月下旬	発注
令和3年（2021年）11月下旬～12月下旬	設置

セルフ納付機の設置について

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一つとして、市税等公金の現金払いを非接触対応とするため、納付書の読取から支払い後の釣銭と領収書の返却までができる機械を本庁低層棟 1 階指定金融機関派出窓口向かいに設置する。

2 目的

- (1) 公金の収納や領収書の受け渡しを機械化することにより、人と人との接触機会を削減し、感染を防止する。
- (2) 公金の納付手段の拡充により市民の利便性の向上を図る。
- (3) 会計室職員による公金収納における現金取扱いリスクを回避する。

3 対象の納付書

市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料他

4 補正予算額

13,141 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(事業名) 会計事務事業

予算科目 (節)	内 容	予算額 (千円)
委託料	セルフ納付機警備委託 (2 ヶ月分)	24
備品購入費	セルフ納付機購入 (1 台)	5,885
	防犯カメラ等一式	450
合 計		6,359

(事業名) 財務会計システム事業

予算科目 (節)	内 容	予算額 (千円)
委託料	財務会計システム改修委託 (納付書の仕様変更)	6,782
合 計		6,782

電子決裁機能を有する文書管理システムの構築及び運用保守業務について

1 背景及び目的

現行の文書管理事務は、押印による決裁及び紙媒体の文書の管理を前提としているため、電子ファイルを紙に印刷しなければならないこと、起案文書等の回付に時間を要することなどの効率的とはいえない面があります。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組の一環として、在宅勤務等のテレワークが強く推奨されていますが、現行の文書管理システムが電子決裁に対応していないため、在宅勤務では決裁を行うことができず、テレワークで行うことができる業務の範囲が制限されている状況です。

新型コロナウイルス感染症対策に限らず、仕事と育児や介護の両立など働き方の改革が求められる中で、テレワークで行うことのできる業務の範囲を拡大していく必要があります。

以上のことから、電子決裁機能を有し、文書の作成から廃棄までを一貫して電子的に管理することのできる新たな文書管理システムを構築しようとするものです。

2 システムの概要

(1) 電子決裁機能

起案文書処理（市の意思決定のための案等を記載した文書进行处理すること）等について、設定された決裁ルートに従い、電子的に文書の回議、決裁等を行うことができる電子決裁機能を導入します。

テレワーク環境下においても、起案から決裁までの起案文書処理における全ての事務処理を完結することができるようになります。

(2) 電子媒体による文書の管理

起案文書、起案文書に添付する資料等を電子媒体として保存し、管理することができる機能を備えます。

紙媒体の文書を事務室内で保管する必要がなくなり、また、書庫への移管（引継ぎ）、廃棄のための処理業者への引渡し等の事務作業が不要となります。

3 導入効果

現時点で年間約 25 万件の起案文書等の約 70 パーセントが完全電子化されると想定しています。このことにより、紙媒体の起案文書の作成作業等に要する時間（全庁で年間約 8,750 時間）の削減、文書の引継ぎ及び廃棄の作業に要する時間の削減、用紙の削減等の効果を見込んでいます。

4 予算額

(1) 令和3年度(2021年度)補正予算額

(款)総務費 (項)総務管理費 (目)文書費 (小事業名)文書管理事業

(単位:千円)

予算科目(節)	内容	予算額
報償費	文書管理システム構築・運用保守 事業者選定学識経験者謝礼金	12

(2) 債務負担行為

ア 事項

文書管理システム構築・運用保守業務

イ 期間

令和3年度(2021年度)～令和9年度(2027年度)

ウ 限度額

187,504千円

エ 各年度の内訳

(単位:千円)

	年 度							合 計
項 目	令和 3 年 度 (2021 年度)	令和 4 年 度 (2022 年度)	令和 5 年 度 (2023 年度)	令和 6 年 度 (2024 年度)	令和 7 年 度 (2025 年度)	令和 8 年 度 (2026 年度)	令和 9 年 度 (2027 年度)	
システム 構築費	0	68,315	0	0	0	0	0	68,315
運用・保 守費	0	11,794	22,642	22,642	22,642	22,642	16,827	119,189
合 計	0	80,109	22,642	22,642	22,642	22,642	16,827	187,504

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月～令和4年1月	事業者選定
令和4年2月～12月	新システム構築
令和5年1月	新システム稼働
令和5年1月～令和9年12月	新システム運用・保守

軽自動車税関係手続の電子化に係る税務システム改修業務について

1 概要

軽自動車税関係手続の電子化については、令和 3 年度（2021 年度）税制改正大綱に「軽自動車税関係手続のオンライン化」が明記され、令和 5 年（2023 年）1 月に全地方団体が一斉に導入することとなっております。

これまでの紙媒体による手続きに加え、新たに 3 輪以上の新車新規登録に係る軽自動車税関係手続を軽自動車検査協会へ出向くことなくオンラインで行うことが可能となり、その情報を本市の税務システムへ取り込む必要があります。また、継続検査時における軽自動車税種別割の納付情報を軽自動車検査協会と共有・連携を図るため、税務システムの改修を行い、申請者の利便性向上を図るものです。

2 税務システム改修業務経費

（1）令和 3 年度（2021 年度）

税務システム改修業務委託料 2, 181 千円

（2）令和 4 年度（2022 年度）

税務システム改修業務委託料（※債務負担行為限度額） 4, 714 千円

※ 債務負担行為の期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 4 年度（2022 年度）

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| （1）令和 3 年（2021 年）10 月 | 税務システム改修委託契約 |
| （2）令和 3 年（2021 年）11 月 | 税務システム構築開始 |
| （3）令和 4 年（2022 年）8 月～ | 接続試験 |
| （4）令和 5 年（2023 年）1 月 | システム連携開始 |

セミセルフレジの導入について

1 概要

現在、変異株による急速な感染拡大など、新型コロナウイルス感染症が再拡大している中で、税制課及び資産税課では各種税証明書を発行しており、窓口での証明手数料の授受（現金のやり取り）を介した新型コロナウイルスの感染拡大が、非常に懸念される状況となっていることから、さらなる感染症対策の取組が求められています。

上記課題の解決を図るため、現金のやり取りをなくすキャッシュレス決済の導入を検討しており、その前段階として、セミセルフレジの導入を行うものです。

なお、本取組は、新型コロナウイルス感染症対策に資する取組として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に進めていきます。

2 セミセルフレジ導入による効果

- (1) 現金のやり取りを介した感染拡大の防止
- (2) 支払いに係る時間の短縮により庁舎滞在時間を縮減
- (3) 証明手数料の授受に係る職員の負担軽減

3 導入経費

(1) 税制課

備品購入費 1, 511 千円

(内容)

セミセルフレジ購入費 1, 375 千円

窓口レイアウト変更に伴うカウンター購入費 136 千円

(2) 資産税課

備品購入費 1, 375 千円

(内容)

セミセルフレジ購入費 1, 375 千円

4 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和 3 年（2021 年）12 月 入札執行
- (2) 令和 4 年（2022 年）2 月 運用開始

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る空調設備更新及び自動水栓整備について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、吹田市介護老人保健施設、吹田市立岸部中グループホーム、吹田市高齢者いこいの間及び吹田市立高齢者いこいの家において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、空調設備の更新及び自動水栓の整備を実施します。

2 事業理由

(1) 空調設備更新

施設の利用者である高齢者の中には、暑さ寒さを自覚しづらい方もおられ、熱中症や低体温症を予防するためには室内の適温維持が必要不可欠です。また、コロナ禍において定期的な換気が求められる中で、導入時期が古い空調設備では室内の適温維持に時間を要することや、故障した場合に修理が困難な状況にあることを踏まえ、空調機器の更新を行うものです。

(2) 自動水栓整備

施設の手洗い場を非接触の自動水栓にすることにより、蛇口接触による感染防止を図ります。

3 事業費等

施設名	事業名称	空調設備		自動水栓		総事業費
		整備数	事業費	整備数	事業費	
吹田市介護老人保健施設	介護保険施設管理事業	—	—	116 箇所	7,888 千円	7,888 千円
吹田市立岸部中グループホーム		8 台	1,320 千円	—	—	1,320 千円
吹田市高齢者いこいの間	高齢者いこいの間管理事業	23 台 (12 地区)	5,676 千円	20 箇所 (14 地区)	1,360 千円	7,036 千円
吹田市立高齢者いこいの家	高齢者いこいの家管理事業	—	—	8 箇所	544 千円	544 千円
計		31 台	6,996 千円	144 箇所	9,792 千円	16,788 千円

令和3年度生産活動活性化支援事業の実施について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者の生産活動において、授産製品の販売機会が減少するなど厳しい状況が続いています。生産活動収入が相当程度減収している事業所に対し、生産活動の存続、再起及び新たな生産活動への転換等に必要な費用の支援を行い、障がい者の働く場及び工賃の確保を図るものです。

2 事業内容

(1) 対象事業

就労継続支援A型、B型事業、生活介護事業及び自立訓練事業

(2) 補助要件

令和2年度の実業活動収入が前年度比で 30%以上減収していること

(3) 補助金額

事業所の申請額と基準額(上限 50 万円)を比較し低い方の額

(4) 対象経費

以下に例示する費用など、事業所の就労支援事業会計から支出すべき費用

ア 生産活動の存続に必要な固定経費等に要する費用

イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用 など

3 事業費

2,000 千円

吹田市立保育所・幼稚園等における手洗いの自動水栓化及び空調設備の更新等について

1 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、保育室やトイレ等の手洗いを非接触で利用できる自動水栓に交換します。
- (2) 室内温度を適切に保ちながら換気を十分に行うため、老朽化により能力が低下した空調設備の更新等を行います。

2 対象

吹田市立教育・保育施設及び小規模保育施設

保育所13か所、小規模保育施設1か所、幼保連携型認定こども園1か所、
幼稚園7か所、幼稚園型認定こども園8か所

3 予算額(案)

(款) 民生費(項) 児童福祉費(目) 保育園費

・公立保育所管理事業

(節) 需用費 26,384千円 (蛇口388個)

(節) 備品購入費 69,300千円 (空調86台)

・公立小規模保育施設管理事業

(節) 需用費 816千円 (蛇口12個)

(款) 民生費(項) 児童福祉費(目) 公立幼保連携型認定こども園費

・公立幼保連携型認定こども園管理事業

(節) 需用費 3,060千円 (蛇口45個)

(款) 教育費(項) 幼稚園費(目) 幼稚園費

・公立幼稚園管理事業

(節) 需用費 20,740千円 (蛇口305個)

(節) 備品購入費 31,900千円 (空調69台)

合計 152,200千円

4 スケジュール

令和3年10月 設計書・仕様書の作成

令和3年11月 契約執行手続き

令和4年 1月 取付等工事

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
留守家庭児童育成室	座卓	245台	2,103千円
留守家庭児童育成室	網戸	106か所	1,166千円
留守家庭児童育成室	エアコン	30台	8,712千円
計			11,981千円

吹田市立児童会館・児童センターにおける手洗いの自動水栓化及び空調設備の更新等について

1 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、トイレの手洗いを非接触で利用できる自動水栓に交換します。
- (2) 室内温度を適切に保ちながら換気を十分に行うため、老朽化により能力が低下した空調設備の更新等を行います。

2 対象

吹田市立児童会館・児童センター（9館）

3 予算額（案）

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童会館費

・児童会館管理事業

（節）需用費 4,352千円（蛇口64個）

（節）備品購入費 8,633千円（空調22台）

合計 12,985千円

4 スケジュール

令和3年10月 設計書・仕様書の作成

令和3年11月 契約執行手続き

令和4年 1月 取付等工事

こども発達支援センターにおける検温器等の備品の購入及びWi-Fi設備の導入、電気空調機の更新等について

1 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、継続して衛生管理体制の確保や体調把握を行う必要があることから、検温器やエチケットウオッシャー、パーテーション、サチュレーションモニター等の衛生機器の導入を行います。また、医療的ケアが常時必要な児童の体調変化を把握し、災害など様々な環境下においても医療的ケアを実施できるよう、移動式蓄電池を導入します。
- (2) 通常の療育支援が困難な状況下においても、Wi-Fi環境を整備し、リモートでの相談業務の実施や保護者支援のための講座の開催を行うことができる環境を整えます。また、児童の成長している姿を保護者と情報共有するためにビデオカメラを購入し、コロナ禍の中で孤立しがちな家庭への療育支援を行います。
- (3) 室内温度を適切に保ちながら換気を十分に行うため、老朽化により能力が低下した空調設備の更新を行います。

2 予算額（案）

（款）民生費（項）児童福祉費（目）こども発達支援センター費

・こども発達支援センター管理事業

（節）需用費 250千円
パーテーション4台
センサー付き消毒液スタンド10台

（節）役務費 2,620千円
Wi-Fi設備導入関係費用（5か所）

（節）備品購入費 10,555千円
空調機18台、検温器5台、サチュレーションモニター2台
ビデオカメラ1台、移動式蓄電池1台

合計 13,425千円

3 スケジュール

令和3年10月 設計書・仕様書の作成
令和3年11月 契約執行手続き
令和4年 1月 取付等工事

のびのび子育てプラザにおける Wi-Fi 設備の設置について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、親子教室等の事業が実施できていないため、Wi-Fi 設備を設置してオンラインで事業を実施することができる環境を整備するものです。

2 設置場所

のびのび子育てプラザ内

3 予算額（案）

（款）民生費（項）児童福祉費（目）のびのび子育てプラザ費

・ のびのび子育てプラザ管理事業

（節）役務費 215 千円

4 スケジュール

令和3年10月 仕様書の作成

令和3年12月 システム構築

令和4年 2月 運用開始

北大阪健康医療都市 産学官民連携プラットフォーム構築支援業務(第 2 期)

1 趣旨

北大阪健康医療都市（健都）においては、産学官民の連携により、市民の健康に資する製品・サービスを生み出すとともに、市民の行動変容を促す仕組み（プラットフォーム）の構築を目指し、令和 2 年(2020 年)11月から令和 3 年(2021年)10月末まで、産学官民連携プラットフォーム構築支援業務（第 1 期）を実施して、仕組みの検討や試行的取組を進めているところである。

今後、これまでの試行的取組を一層進め、市民とともに行う実証事業につなげることで、第 1 期で検討した仕組みの精査・改善を重ねるとともに、「市民サポーター制度」の構築・運用を行うことで、健都における産学官民連携体制の確立を目指すため、委託業務を実施する。

(1) 市民の健康に資する製品・サービスを生み出す仕組みの確立

フォーラム・研究会等の産学連携や市民とともに行う実証事業により、新たな製品・サービスを生み出すための仕組みを確立する。

(2) 市民サポーター制度（会員登録制）の確立

産学による実証事業において試作品等を市民が利用した後、産学へ実証データ等を提供するとともに、市民ニーズを提案することにより、相互に利益を生む市民サポーター制度を確立する。

2 経過及び方向性**(1) これまでの取組（第 1 期）**

令和 2 年11月、産学官民連携プラットフォーム構築支援業務委託事業(市事業・第 1 期)開始。

＜主な委託内容＞

- ア 健都発の製品・サービスを生み出すための仕掛けや仕組みに係る企業等のニーズの把握と分析
- イ 上記分析結果に基づく、仕掛けや仕組みの提案
- ウ 製品・サービスを生み出すための試行的取組による、仕掛けや仕組みの機能の有効性の検証
- エ プラットフォームの運営の担い手や運営に係る財源確保の検討 等

健都内外の企業、大学等に対して行ったニーズ調査の結果及び、令和 2 年12月に国立循環器病研究センターを代表機関として採択された国のプロジェクト（※ 1）における方向性等を踏まえ、実証事業を通して製品・サービスを生み出すための仕組みの全体像及び、その構築に向けた進め方を整理した（※ 2）。

（※ 1）国立研究開発法人科学技術振興機構「共創の場形成支援プログラム（バイオ分野・本格型）」

（※ 2）「健都が目指す産学官民の連携(全体像)」参照

その確立に向けた試行的取組として、まずは産学をつなぐフォーラム・研究会により、市民とともに行う実証事業の実施を目指してきた。具体的には、令和 3 年 5 月に「第 1 回健都共創フォーラム」（健都内外から約 200 名の参加）を、7 月には「第 2 回健都共創フォーラム」（健都内外から約 140 名の参加）をそれぞれ開催し、そこでの発表を踏まえて研究テーマを決定したところであり、8 月以降の研究会立上げ、実証事業につなげることを目指している。

併せて、産学と市民・地域とをつなぐ仕組みである「市民サポーター制度」構築に向け、他事例の調査・研究などを行い、制度設計を進めている。

(2) 今後の取組（第2期）

「共創の場形成支援プログラム」の運営組織への将来的な統合を見据え、第1期で検討した仕組みについて、フォーラム・研究会、実証事業などの試行的取組を重ねて精査・改善を行い、市民の健康に資する製品・サービスを生み出すための仕組みを確立する。

また、制度設計を行った「市民サポーター制度」について、試行的運用を行い、産学及び市民相互に利益のある仕組みとして制度を確立する。

3 委託内容

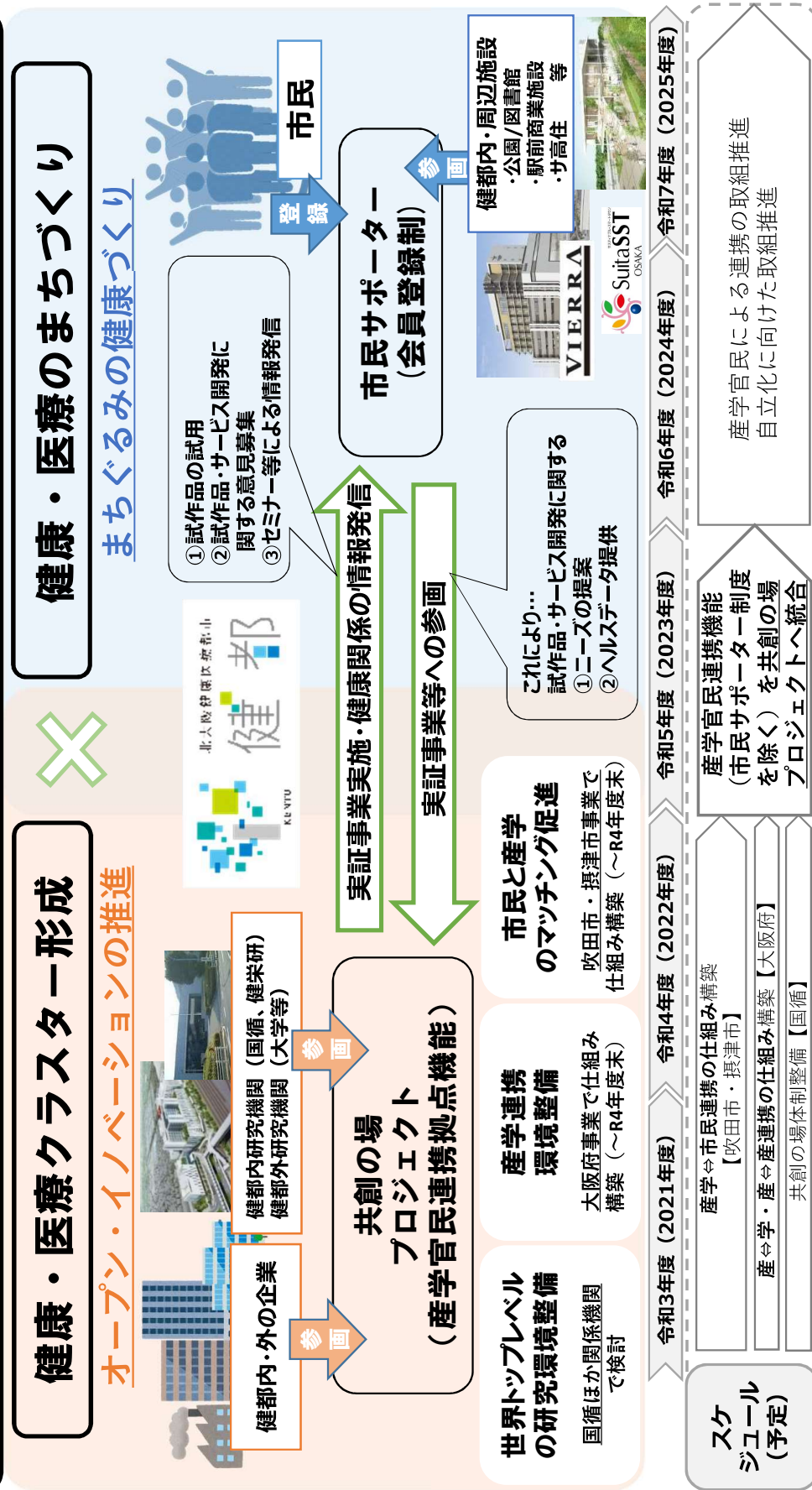
- (1) 健都共創フォーラム・研究会の実施
- (2) 実証事業を希望する企業、実証フィールドの提供を希望する企業の調査
- (3) 市民サポーター制度の運用及び担い手の検討
- (4) 市民サポーター会員獲得のための健康関連イベントの実施
- (5) 他自治体等の先行事例調査の実施

4 予算案等

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 事業期間 | 令和3年11月～令和5年3月 |
| (2) 令和3年度予算（案） | 5,500千円（委託料） |
| (3) 令和4年度債務負担予算（案） | 13,200千円（委託料） |

京都が目指す産学官民の連携（全体像）

- ◆「新事業の創出」と「新たなライフスタイルの創造」で国際級の複合医療産業拠点へ
◆多様な実証フィールドが所在する健都の魅力を活かし、実証等を通じて
ユーザー目線の製品・サービスを生み出す



セミセルフレジの導入について

1 概要

現在、変異株による急速な感染拡大など、新型コロナウイルス感染症が再拡大している中で、保健所では、各種申請の受付を行っており、窓口での手数料の授受を介した新型コロナウイルスの感染機会が、非常に懸念される状況となっていることから、さらなる感染対策が求められています。

そのため、キャッシュレス決済の導入を検討しており、その前段階として、セミセルフレジの導入を行うものです。

なお、本取組は、新型コロナウイルス感染症対策に資する取組として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に進めていきます。

2 セミセルフレジ導入による効果

- (1) 接触を減らすことによる感染防止
- (2) 支払いに係る時間の短縮により保健所滞在時間を縮減
- (3) 手数料授受に係る職員の負担軽減

3 導入経費

備品購入費 1, 000 千円

4 今後のスケジュール

令和 3 年（2021 年）12 月 入札実施

令和 4 年（2022 年）2 月 運用開始

過年度国庫支出金返還金の内容・内訳

(単位:円)

国庫支出金名称	内容	実績額	補助率	国庫負担(補助) 基本額	国庫負担(補助) 受入額	精算額 (受入額-基本額)	理由
結核医療費補助金	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき都道府県等が支弁した結核患者の医療療養費について、厚生労働省がその費用の一部(1/2)を補助するもの。	429,357	1/2	214,678	1,066,461	851,783	令和2年度に補助金が概算交付されましたが、精算の結果、超過交付となったため、返還するものです。
合計		429,357	-	214,678	1,066,461	851,783	

新型コロナウイルス感染症対策に係る公共交通事業者への支援について

1 事業概要

国からの「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務の継続を要請」を受け、公共交通事業者が実施した（する）以下の対策について支援を行うものです。

(1) 感染拡大防止対策補助

公共交通事業者が実施する新型コロナ感染拡大防止対策に要する費用

補助金：6,400,000円

(2) 運行継続補助

緊急事態宣言によりバス利用者が大幅に減る中、休日ダイヤでの運行が可能な状況においても、感染拡大防止を目的に密を避けるため、平日ダイヤでの運行を継続したことによる平日ダイヤと休日ダイヤに要する経費の差額分の支援。

補助金：49,195,000円

2 事業詳細

(1) 感染拡大防止対策補助

ア 算出方法 バス・タクシー1台×10,000円/台

バス事業者、タクシー事業者については、令和2年度（2020年度）において感染拡大防止対策補助として1台10,000円の補助を行った。令和3年度（2021年度）においても、新型コロナウイルスの感染収束の兆しは見え、引き続き、感染予防対策を行う必要があるため、昨年度と同様、1台10,000円の補助とした。

イ 補助金：6,400,000円の内訳

【バス】

事業者	対象台数（台）	補助金額（円）
阪急バス(株)	74	740,000
近鉄バス(株)	8	80,000
京阪バス(株)	1	10,000
合計	83	830,000

【タクシー】

種別	対象台数（台）	補助金額（円）
法人タクシー	409	4,090,000
個人タクシー	114	1,140,000
介護・福祉タクシー	34	340,000
合計	557	5,570,000

(2) 運行継続補助

ア 算出方法

平日ダイヤと休日ダイヤの運行距離の差×キロ当たり運行経費×日数

イ 補助金：49,195,000円の内訳

事業者	補助金額（円）
阪急バス(株)	40,489,000
近鉄バス(株)	8,503,000
京阪バス(株)	203,000
合計	49,195,000

(ア) 平日と休日の運行距離の差

事業者	平日(km/日)	休日(km/日)	差(km/日)
阪急バス(株)	7,358.8	5,789.9	1,568.9
近鉄バス(株)	634.5	326.9	307.6
京阪バス(株)	79.8	71.4	8.4

(イ) キロ当たり運行経費

事業者	キロ当たり運行経費(円/km)※
阪急バス(株)	452.77
近鉄バス(株)	485.00
京阪バス(株)	423.99

※キロ当たり運行経費は、人件費、燃料油脂費、車両修繕費を計上
(事業者へのヒアリングによる)

(ウ) 平日ダイヤでの運行日数

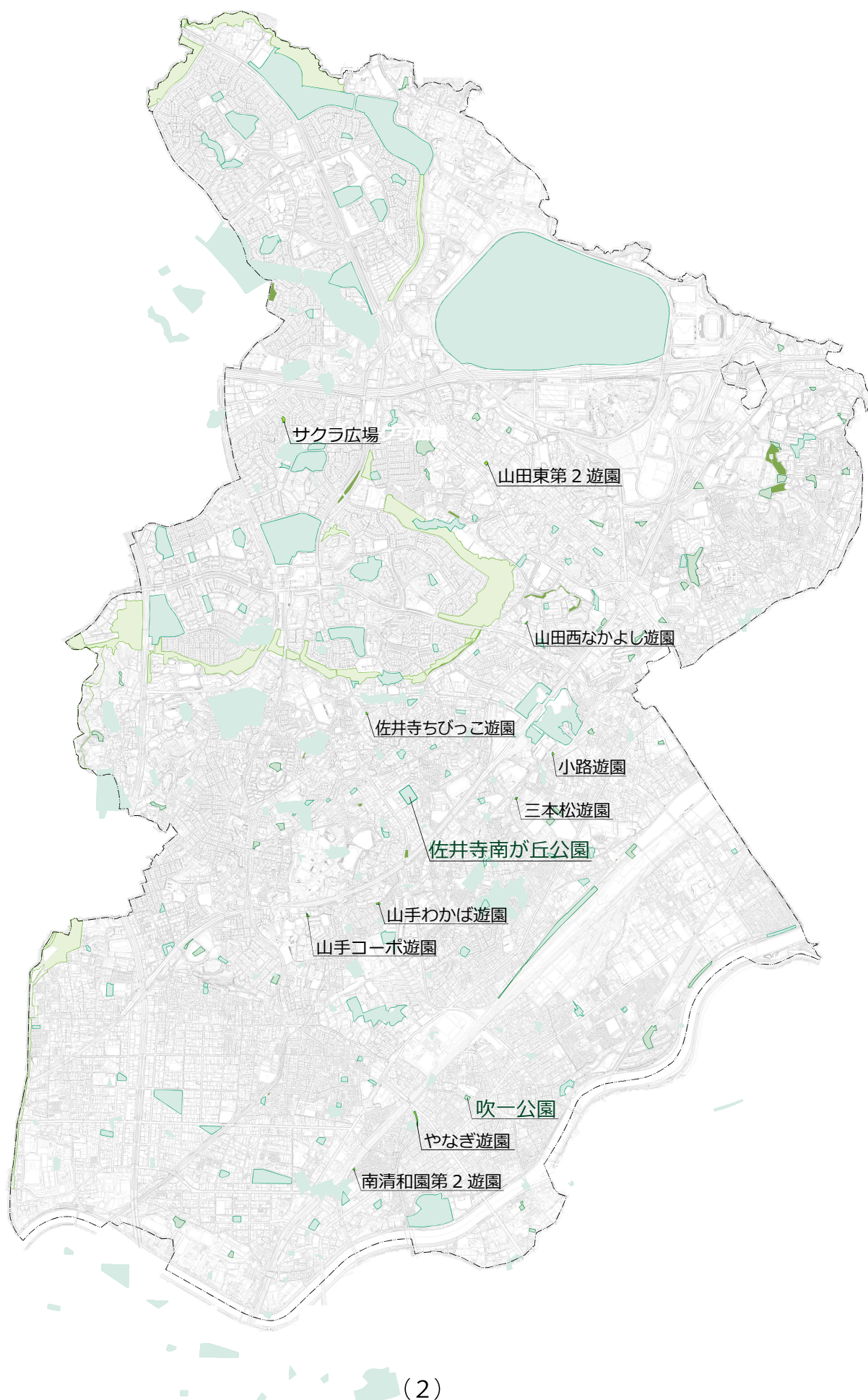
事業者	運行日数（日）
阪急バス(株)	36
	21
近鉄バス(株)	36
	21
京阪バス(株)	36
	21

※上段は第3回緊急事態宣言（R3(2021).4.25～R3(2021).6.20）
下段は第4回緊急事態宣言（R3(2021).8.2～R3(2021).8.31）の
運行日数を示す

公園等遊具更新箇所一覧

遊 園 名	所在地	撤去遊具	現状	更新遊具
サクラ広場	津雲台 6 丁目 7 番	3連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
山田西なかよし遊園	山田西 1 丁目 3 2 番	コンビネーション	使用不可	複合遊具
山田東第 2 遊園	山田東 4 丁目 6 番	2連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
佐井寺ちびっこ遊園	佐井寺 4 丁目 2 2 番	コンビネーション	使用不可	複合遊具
三本松遊園	岸部北 1 丁目 2 0 番	3連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
小路遊園	岸部北 4 丁目 1 5 番	コンビネーション	一部閉鎖	複合遊具
山手コーポ遊園	山手町 3 丁目 1 5 番	2連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
山手わかば遊園	山手町 4 丁目 2 1 番	2連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
やなぎ遊園	寿町 1 丁目 2 番	4連ブランコ	使用不可	2連ブランコ
南清和園第 2 遊園	南清和園町 3 3 番	2連ブランコ	使用不可	2連ブランコ(小型)
吹一公園	元町 3 1 番	コンビネーション	一部閉鎖	複合遊具
佐井寺南が丘公園	佐井寺南が丘 1 4 番	ローラーすべり台、砦	一部閉鎖	ローラー補修＋砦更新

公園等遊具更新箇所 位置図



(仮称) 吹田市立小中学校修学旅行等における感染防止策等補助金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、吹田市立小中学校の児童・生徒が安心・安全に修学旅行等に行くことができるよう、新たに追加する感染防止策に要する費用、並びに、急遽延期や中止となった場合に発生する追加的費用やキャンセル料等に対し補助を実施することにより、児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

なお、本補助金は、感染症対策に資する取組であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を視野に進めるものです。

2 事業内容

(1) 補助対象行事

令和3年度(2021年度)中に市立小中学校が実施する校外学習、遠足等の学校外施設を活用した教育活動及び修学旅行、林間学習等の特別活動の行事

(2) 補助対象経費及び補助上限額

No.	補助対象経費	補助上限額
1	新型コロナウイルス感染症の感染防止策として3密を避けるための新たな取組に要する費用 例) バスの増便、部屋の増室など	【校外学習】 児童生徒1名1,800円 【宿泊行事】 児童生徒1名1泊10,000円
2	延期または行程変更に伴い発生する追加的費用 例) 宿泊施設・乗車券の変更手数料など	全額
3	中止または陽性者等の特定による出席停止等に伴い発生するキャンセル料	全額

3 予算額等

令和3年度(2021年度)一般会計

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

(大事業) 学校教育支援事業 (小事業) 教育活動支援事業

(節) 負担金、補助及び交付金

歳出予算 164,781千円

吹田市立小・中学校のトイレ等の手洗いの自動水栓化について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、小中学校のトイレ及び配膳室の手洗いを非接触で利用できる自動水栓に交換します。

2 対象

全小・中学校

3 予算要求額

小学校費 49,368千円

中学校費 20,944千円

合計 70,312千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
地区公民館（全館）	足踏式アルコールスタンド	30台	660千円
	公民館主催講座（オンライン）用機器 （マイク、WEBカメラ等）	各30台	420千円
	公民館主催講座（オンライン）用機器 （パソコン、プロジェクター）	各30台	5,565千円
地区公民館	エアコン （千二・千三・岸二・南山田・北山田地区公民館）	7台	2,700千円
地区公民館	自動水栓（トイレ洗面所） （未設置館 11館）	48台	3,264千円
計			12,609千円

電子図書館サービスにおける電子図書コンテンツの拡充について

1 概要

「新しい生活様式」に基づいた非来館型の図書館利用の拡充をするため、令和 3 年（2021 年）7 月から導入した電子図書館サービスは、令和 3 年度で約 1, 0 0 0 点分のコンテンツ費を積算しておりましたが、想定以上の利用状況にコンテンツ数が不足しているため、コンテンツ数を増やし、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、市民の外出自粛を促し、在宅時間を過ごす材料としてのサービスを拡充します。

主に、語学学習の電子図書コンテンツの利用が多い傾向があることから、洋書、語学学習、資格取得等の在宅学習のコンテンツの充実を図ります。

2 令和 3 年 7 月 1 日から 7 月 3 1 日までの利用状況

電子書籍コンテンツ数	6 5 9 点
貸出コンテンツ数	5 1 3 点
電子図書館登録者数	9 7 7 人
電子書籍コンテンツ延べ利用回数	2, 9 2 4 点
電子書籍予約人数	8 9 0 人

3 事業費

役務費

電子図書コンテンツ費 1 1 2, 2 0 0 千円（約 3 0, 0 0 0 点分）

図書館の利用登録のWEB申込及びスマートフォン等の電子機器での利用者番号の
バーコード表示に係るシステム改修

1 概要

令和3年（2021年）7月から電子書籍の導入により、「新しい生活様式」に基づいた非来館型の図書館利用のサービスを開始しましたが、図書館の利用登録をしていない電子書籍利用希望者は、図書館に来館し、利用手続きをしなければならない矛盾が生じています。

非来館型による手続きの拡充及び行政手続きの電子化を推進するために、利用申請をWEB申込みで可能とし、図書館借出カードをスマートフォン等の電子機器等で表示するシステム改修を行い、借出カードの廃止を目指します。

2 スケジュール

令和3年9月 令和3年9月定例会に予算提案

令和3年11月 システム改修委託について契約締結

令和3年11月～2月末 システム改修

令和4年3月頃 サービス開始

3 事業費

委託料

システム改修委託料 10,780千円

4 利用イメージ

【スマートフォン版蔵書検索ページ】



【図書館カード表示イメージ】



新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
図書館（全館）	サーマルカメラ、書籍消毒器（未設置館に設置）	サーマルカメラ12台 書籍消毒器8台	11,902千円
計			11,902千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
自然体験交流センター	自動水栓（洗面所等）	39台	2,652千円
	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	1台	200千円
青少年活動サポートプラザ	網戸	24枚	1,375千円
	公衆Wi-Fiシステム	システム構築・ 使用料・保守委託料	7,230千円
	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	3台	600千円
	自動水栓（洗面所等）	108台	7,344千円
自然の家	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	1台	200千円
計			19,601千円

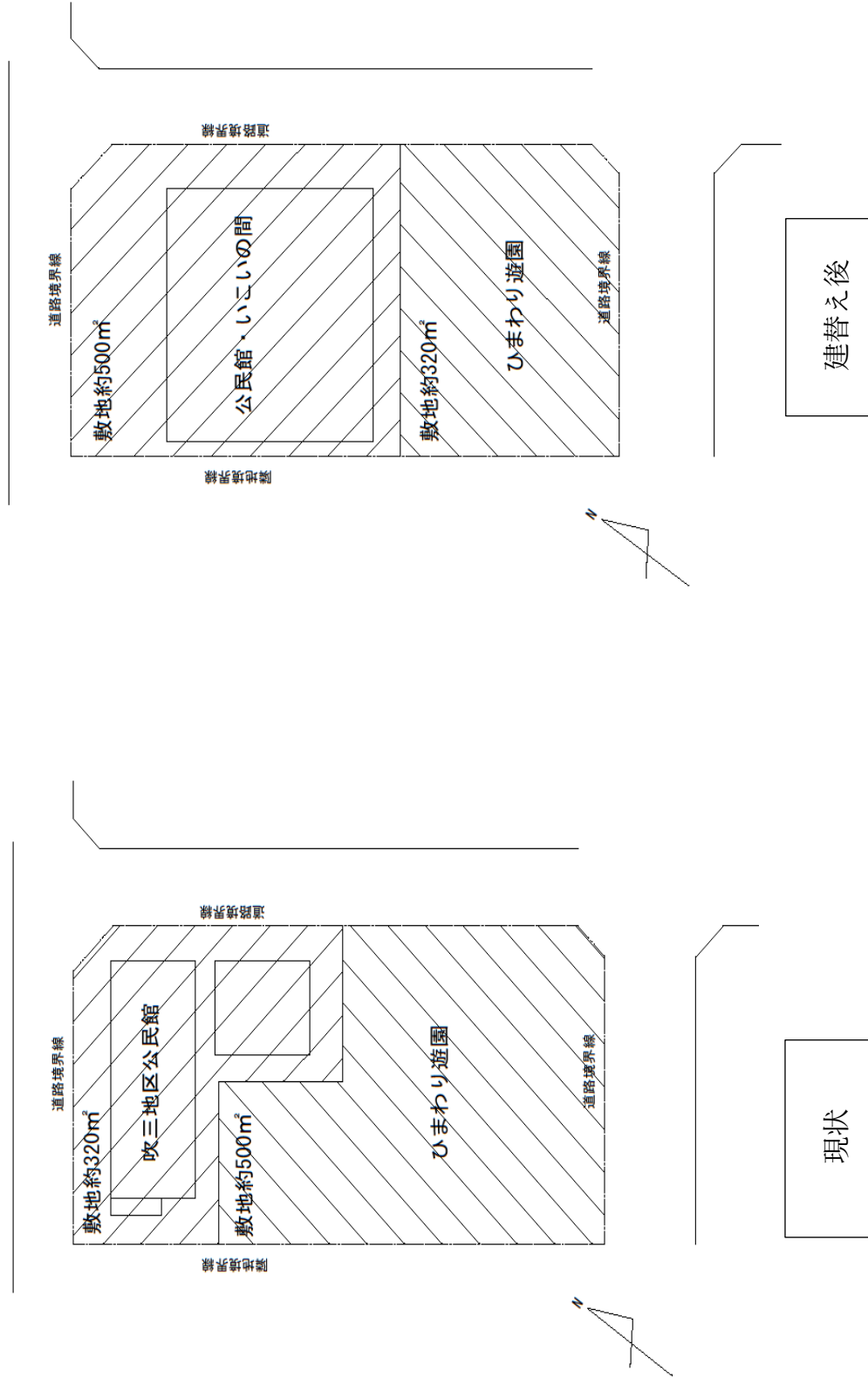
新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
青少年クリエイティブセンター	公衆Wi-Fiシステム	システム構築・ 使用料・保守委託料	3,623千円
青少年クリエイティブセンター	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	1台	200千円
計			3,823千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る機器等の導入の概要

施設名	内容	数量等	金額
旧西尾家住宅 (吹田文化創造交流館)	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	1台	200千円
旧中西家住宅 (吹田吉志部文人墨客迎賓館)	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	1台	200千円
博物館	サーマルカメラ検温システム付手指消毒液自動噴霧器	2台	400千円
博物館	自動水栓 (トイレ洗面所)	16台	1,088千円
計			1,888千円

吹三地区公民館及び吹三地区高齢者いこいの間整備予定図



吹三地区公民館及び吹三地区高齢者いこいの間整備スケジュール(案)

	令和3年度 (2021年度)												令和4年度 (2022年度)												令和5年度 (2023年度)												令和6年度 (2024年度)																							
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
片内調整	基本計画 ●公共施設最適化推進委員会												設計業務(15ヵ月)												公告												建設工事 (12ヵ月)												供用開始 (予定)											
設計及び 予算関連													公告												公告												公告												公告											
解体工事													公告 解体工事 (6ヵ月)												公告 解体工事 (6ヵ月)												公告												公告											
建設工事													公告												公告												公告												公告											

二酸化炭素測定器の整備について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策には、定期的な換気が必要とされています。二酸化炭素濃度は空気の汚れの目安であり、教室内の適切な二酸化炭素濃度を保つ必要があるため、二酸化炭素モニターを整備し、効果的な換気に役立てるものです。
また、学校環境衛生基準に定められた、二酸化炭素濃度を測定するために、より正確に測定できるデジタル式の二酸化炭素測定器を整備するものです。

2 台数・価格

品 名	台 数		単価(税込)	合計(税込)
二酸化炭素モニター (卓上型)	小学校	53台	27,500円	2,442,000円
	中学校	23台		
二酸化炭素測定器	測定用	8台	44,000円	

3 仕様

二酸化炭素モニター (卓上型)	測定機能	二酸化炭素濃度・温度・湿度・気圧
二酸化炭素測定器	測定機能	二酸化炭素濃度・温度・湿度

